令和３年度第１回
京 都 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

令 和 ３ 年 ６ 月 25 日 （ 金 ） 午 後 ２ 時 30 分 ～
京都労働局　６階会議室

議　事　次　第

１　開　　会

２　議　　事

（１）令和３年度 京都府最低賃金の改正決定について（諮問）

（２）令和３年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について

（３）京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について

（４）令和３年度 特定（産業別）最低賃金改正の意向表明について

（５）令和３年度 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置について

（６）最低賃金を取り巻く状況について

（７）審議会運営規程の改正について

提 出 資 料

No.1	第 53 期 京都地方最低賃金審議会　委員名簿	Ｐ１
No.2	京都地方最低賃金審議会　運営規程	Ｐ２
No.3	令和３年度における特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表	Ｐ４
No.4	京都府経済の動向（令和３年５月報告）	Ｐ５
No.5	京都市消費者物価指数　令和２年平均確報	Ｐ７
No.6	令和３年 春季 各機関別 賃上げ集計状況	Ｐ９
No.7	京都府における令和３年春季 賃上げ要求・妥結状況（速報）	Ｐ10
No.8	令和２年 毎月勤労統計調査 地方調査結果概要	Ｐ11
No.9	京都府における労働者１人当たりのきまって支給する給与額の推移	Ｐ14
No.10	京都府における短時間労働者の１時間当たりの所定内給与額の推移（平成 28 年～令和２年　5 年間）	Ｐ15
No.11	全国の学歴別 初任給額の推移（平成 23 年～令和２年　10 年間）	Ｐ16

№.12　京都府内の中途採用者の採用時賃金情報　P17
（平成 26～令和３年　１月～3 月期比較）

№.13　求人募集賃金・求職者希望賃金情報　P18

№.14　「令和２年賃金構造基本統計調査」の結果　P21

№.15　京都地方最低賃金審議会　運営規程（改正案）　P22

№.16　中央最低賃金審議会運営規程（改正案）　P25

資料№1

第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室
令和3年5月1日現在

	氏　　名	現　　職
公益代表委員	赤岡（アカオカ） 広周（ヒロチカ）	京都産業大学 経営学部 准教授
	岩永（イワナガ） 昌晃（マサアキ）	京都産業大学 法学部 教授
	河原（カワハラ） 美紀（ミキ）	京都府社会保険労務士会 常任理事
	佐藤（サトウ） 卓利（タカトシ）	立命館大学 経済学部 特任教授
	新任 三山（ミツヤマ） 雅子（マサコ）	同志社大学 社会学部 教授
労働者代表委員	青山（アオヤマ） 勲（イサオ）	ＪＡＭジーエス・ユアサ労働組合 中央執行委員長 ＪＡＭ京滋 副執行委員長 連合京都 副会長
	赤瀬（アカセ） 史（フミ）	連合京都 副事務局長 ＵＡゼンセン 京都府支部 参与
	新任 門野（カドノ） 昭善（アキヨシ）	ＵＡゼンセン 京都府支部 次長
	呉川（クレカワ） 昌弘（マサヒロ）	電機連合 京都地方協議会 事務局長 パナソニックグループ労働組合連合会 特別中央執行委員
	松山（マツヤマ） 裕二（ユウジ）	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長
使用者代表委員	石垣（イシガキ） 一也（カズヤ）	一般社団法人　京都経営者協会 理事　事務局長
	京崎（キョウザキ） 操（ミサオ）	京都北都信用金庫 専務理事
	小山（コヤマ） 哲史（テツジ）	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	新任 深沢（フカザワ） 信介（シンスケ）	株式会社ワコール　人事総務本部　ＢＡ人材開発部部長
	米田（ヨネダ） 庄太郎（ショウタロウ）	株式会社髙島屋 京都店 顧問

委員任期：令和３年５月１日～令和５年４月30日

資料No. 2

京都地方最低賃金審議会 運営規程

第１条　京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会に会長と会長代理を置く。

２　会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は５人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第４条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

２　会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。

第５条　委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

２　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第６条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

３　審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第７条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第８条　会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員２人が署名するものとする。

２　議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　前二項の規定は、小委員会、公益委員会議（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

第９条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付　記

第１条　この規程は、平成13年５月８日から施行する。

第２条　この規程は、平成 21 年 12 月 24 日から一部変更し、施行する。

第３条　この規程は、平成26年７月２日から一部変更し、施行する。

資料No. 3

令和3年度における 特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表

京　都　労　働　局
令和3年４月26日作成

	最低賃金の件名	申出者	適用労働者数	申出ｹｰｽ	改正 新設 廃止	意向表明 年月日
1	京都府印刷業最低賃金	京都印刷最賃連絡会 代表　村田茂陽	7,602	労働協約	改 正	令和3年3月4日
2	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	2,196	労働協約	改 正	同上
3	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	15,886	労働協約	改 正	同上
4	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	26,490	労働協約	改 正	同上
5	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は、建設用ショベルトラック製造業に限る）最低賃金	最賃京都輸送用機械連絡会議 議長 松山裕二	7,846	労働協約	改 正	同上
6	京都府各種商品小売業最低賃金	京都小売最賃連絡会 代表幹事　師玉憲治郎	8,369	労働協約	改 正	同上
7	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	最賃京都新車小売業関連連絡会議 議長 松山裕二	5,690	労働協約	改 正	同上

資料No.4

京都府経済の動向

（令和3年5月報告）

令和３年６月１日
政策企画部企画統計課
情報分析係

1　府内経済の動向（総合判断）

府内の景気は、厳しい状況にあるが、一部持ち直しの動きが見られる。
先行きについては、新型コロナウイルスの影響及び海外景気の動向等を注視する必要がある。

前月からの推移：➡（判断据え置き）

2　分野別概況

生産

3月分	85.7（速報値）	前月比(%)	3.0

生産は持ち直し。「生産用機械工業」や「窯業・土石製品工業」等３業種で低下したものの、「食料品・たばこ工業」や「電子部品・デバイス工業」等13業種で上昇し、３カ月ぶりの上昇となった。

京都府及び経済産業省「鉱工業生産指数(総合・季節調整済)」

物価

3月分	101.9	前年同月比(%)	0.3

京都市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、「光熱・水道」等で低下したものの、「住居」等で上昇し、前年同月比で0.3%の上昇と、2カ月連続の上昇となった。

京都府及び総務省「消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)」

消費

3月分	37,864 百万円	前年同月比(%)	8.9（既存店）

京都府内の百貨店・スーパー販売額を既存店比較でみると、「家庭用電気機械器具」等で減少したものの、「婦人・子供服・洋品」等で増加し、前年同月比で8.9%の増加と、５カ月ぶりの増加となった。

経済産業省「百貨店・スーパー全店販売額(商業動態統計)」

観光

2月分	18.6（速報値）	前年同月差(ポイント)	△ 25.3

京都府内のホテル等の客室稼働率は、前年同月と比べ25.3ポイントの低下と、15カ月連続の低下となった。

観光庁「客室稼働率(宿泊旅行統計調査)」

労働

2月分	81.9	前年同月比(%)	1.2

京都府における実質賃金指数は、前年同月と比べ1.2%の上昇と、2カ月連続の上昇となった。

京都府及び厚生労働省「実質賃金指数(毎月勤労統計調査)」

雇用

3月分	1.00	前月差	0.02

京都府における有効求人倍率（パートタイムを含む・季節調整値）は、前月と比べ0.02ポイントの上昇と3カ月連続の上昇となった。

京都労働局及び厚生労働省「有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)」

設備投資

3月分	3,859 ㎡	前年同月分	9,455 ㎡

京都府における建築物着工床面積（「鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」及び「製造業用建築物」の合計）は、前年同月比で３カ月連続の低下となった。

国土交通省「建築物着工床面積(建築動態統計)」

住宅投資

3月分	1,196戸	前年同月分	1,163 戸

京都府における着工新築住宅戸数は、前年同月比で２カ月連続の増加となった。

国土交通省「着工新築住宅戸数(建築着工統計)」

公共投資

4月分	24,827 百万円	前年同月分	96,698 百万円

京都府における公共工事前払保証請負金額は、前年同月比で３カ月ぶりの減少となった。

西日本建設業保証㈱「公共工事前払保証請負金額(公共工事前払保証統計)」

金融

3月分	65,384 億円	前年同月比(%)	1.4

京都府における貸出金は、前年同月比で1.4%の増加と、76カ月連続の増加となった。

日本銀行「都道府県別貸出金」

企業倒産

4月分	17件	前年同月分	20 件

京都府内の企業倒産件数（負債総額１千万円以上）は、前年同月比で４カ月連続の減少となった。

㈱東京商工リサーチ「企業倒産状況」

総合判断の凡例

↗…判断引き上げ　➡…判断据え置き　↘…判断引き下げ

ポイント

1　総合判断

「府内の景気は、厳しい状況にあるが、一部持ち直しの動きが見られる。」

「先行きについては、新型コロナウイルスの影響及び海外景気の動向等を注視する必要がある。」

2　生産【資料原本4項】

府内の「鉱工業生産指数」は、平成27年を100とすると、平成30年97.9、令和元年90.4、令和2年80.0と減少している。令和3年については、令和2年と比べ回復傾向にある（1月85.3、2月83.2、3月85.7で推移。）。

3　物価【資料原本5項】

京都市内の消費者物価指数は、平成27年を100とすると、平成30年101.5、令和元年101.9、令和2年102.0と僅かながら上昇を続けている。令和3年は、1月101.8、2月101.7、3月101.9で推移している。

4　雇用【資料原本10項】

府内の「有効求人倍率」は平成30年1.57倍、令和元年1.58、令和2年1.06倍と大きく減少している。令和3年については、1月0.97、2月0.98、3月1.00で推移している。

※「労働」は、別途賃上げに関する資料を添付しているので省略した。

□特　集

京都市消費者物価指数　令和２年平均確報 2015 年（=100）基準

ー総合指数は 102.0　前年比 0.1% の上昇ー

ー生鮮食品を除く総合は 101.7　前年比は変わらずー

ー生鮮食品及びエネルギーを除く総合は 102.2　前年比 0.2% の上昇ー

府企画統計課生活統計係

概　況

(1)　**総合指数** 102.0 となり、前年比は 0.1% 上昇しました。
前年比は、平成 29 年以降 4 年連続の上昇となりました。

(2)　**生鮮食品を除く総合指数** 101.7 となり、前年比は変わりませんでした。

(3)　**生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数** 102.2 となり、前年比は 0.2% 上昇しました。
前年比は、平成 28 年以降 5 年連続の上昇となりました。

(4)　**前年との比較**
（上昇したもの）
食料 1.2%、住居 1.6%、家具・家事用品 2.0%、交通・通信 0.3%、保健医療 0.1%
（下落したもの）
教育△5.4%、諸雑費△3.8%、光熱・水道△1.7%、教養娯楽△ 1.1%、被服及び履物△ 0.6%

(5)　**総合指数の推移**

2015 年 =100

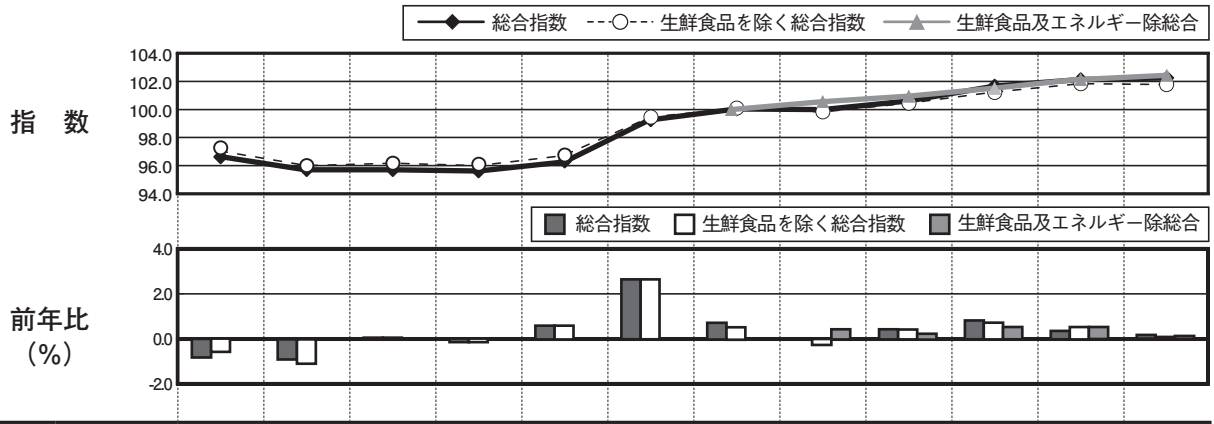

年	平成21年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年
総合指数	96.7	95.9	95.9	95.8	96.4	99.2	100.0	100.0	100.5	101.5	101.9	102.0
前年比（%）	*△ 0.9*	*△ 0.9*	*0.1*	*△ 0.1*	*0.6*	*2.8*	*0.8*	0.0	0.5	0.9	0.4	0.1
生鮮食品を除く総合指数	97.3	96.2	96.3	96.2	96.8	99.4	100.0	99.8	100.3	101.1	101.7	101.7
前年比（%）	*△ 0.6*	*△ 1.1*	*0.1*	*△ 0.1*	*0.6*	*2.8*	*0.6*	△ 0.2	0.5	0.8	0.6	0.0
生鮮食品及ｴﾈﾙｷﾞｰ除総合							100.0	100.5	100.8	101.4	102.0	102.2
前年比（%）								0.5	0.3	0.6	0.6	0.2

費目別

(1)　**前年からの動き**

費目	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
指数	105.7	101.8	95.6	98.6	104.5	104.2	99.8	96.1	103.7	97.5
前年比（%）	1.2	1.6	△ 1.7	2.0	△ 0.6	0.1	0.3	△ 5.4	△ 1.1	△ 3.8
寄与度	3.60	3.10	△ 1.30	0.60	△ 0.30	0.10	0.40	△ 2.30	△ 1.20	△ 2.10

注１　この資料は、総務省統計局『小売物価統計調査』の結果に基づき、作成しています。
　２　費目・品目の配列は、寄与度（総合指数の上昇率に対する影響度）の大きいものから順になっています。
　３　前年比は各基準年の公表値とし、2015 年基準の指数値による再計算は行っていません。（斜体部分）

食料　105.7 となり、前年に比べ 1.2% 上昇しました。

（上昇したもの）	外食	2.1%	（焼肉（外食）、コーヒー（喫茶店）など）
	生鮮野菜	4.5%	（じゃがいも、トマト、はくさいなど）
	生鮮果物	4.8%	（梨、ぶどう（巨峰）、りんご（ふじ又はつがる）など）
（下落したもの）	生鮮魚介	△ 3.3%	（さけ、まぐろ、たいなど）
	飲料	△ 1.0%	（果汁入り飲料、インスタントコーヒーなど）

住居　101.8 となり、前年に比べ 1.6% 上昇しました。

（上昇したもの）	家賃	1.4%	（持家の帰属家賃、民営家賃など）
	設備修繕・維持	3.2%	（火災・地震保険料、システムバスなど）

光熱・水道　95.6 となり、前年に比べ 1.7% 下落しました。

（上昇したもの）	上下水道料	1.5%	（水道料、下水道料）
（下落したもの）	ガス代	△ 3.9%	（都市ガス代）
	電気代	△ 2.2%	（電気代）

家具・家事用品　98.6 となり、前年に比べ 2.0% 上昇しました。

（上昇したもの）	家事用消耗品	3.2%	（トイレットペーパー、洗濯用洗剤など）
	家事雑貨	3.1%	（電球・ランプなど）
	家庭用耐久財	1.6%	（電子レンジなど）

被服及び履物　104.5 となり、前年に比べ 0.6% 下落しました。

（上昇したもの）	洋服	1.2%	（男子用ズボン（春夏物）、背広服（秋冬物・中級品）など）
（下落したもの）	シャツ・セーター類	△ 3.9%	（婦人用セーター（長袖）、男子用セーターなど）
	履物類	△ 3.4%	（婦人靴など）

保健医療　104.2 となり、前年に比べ 0.1% 上昇しました。

（上昇したもの）	医薬品・健康保持用摂取品	0.8%	（ドリンク剤など）

交通・通信　99.8 となり、前年に比べ 0.3% 上昇しました。

（上昇したもの）	交通	1.5%	（鉄道運賃、有料道路料など）
	通信	0.3%	（通信料（固定電話）など）
（下落したもの）	自動車等関係費	△ 0.1%	（ガソリン、自動車保険料（自賠責）、自動車タイヤなど）

教育　96.1 となり、前年に比べ 5.4% 下落しました。

（上昇したもの）	補習教育	1.5%	（補習教育（高校・予備校）、補習教育（中学校）など）
（下落したもの）	授業料等	△ 9.4%	（大学授業料、幼稚園保育料など）

教養娯楽　103.7 となり、前年に比べ 1.1% 下落しました。

（上昇したもの）	教養娯楽用品	3.2%	（鉢植え、ペットフード（ドッグフード）など）
	教養娯楽用耐久財	2.6%	（パソコン（デスクトップ型）など）
（下落したもの）	教養娯楽サービス	△ 2.8%	（宿泊料、外国パック旅行費など）

諸雑費　97.5 となり、前年に比べ 3.8% 下落しました。

（上昇したもの）	身の回り用品	3.2%	（バッグなど）
	理美容サービス	1.8%	（理髪料、カット代など）
（下落したもの）	他の諸雑費	△ 14.4%	（保育所保育料）

資料No.６

令和３年 春季 各機関別 賃上げ集計状況

京　都　労　働　局
令和３年６月 11 日作成

【日本労働組合総連合会】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
全　体	1.98% 5,712 円	2.08% 5,989 円	2.08% 6,043 円	1.90% 5,536 円	R3.6.4 1.79% 5,233 円
300 人未満	1.87% 4,490 円	1.99% 4,873 円	1.95% 4,792 円	1.81% 4,512 円	R3.6.4 1.74% 4,331 円

※ 集計対象組合が異なるため「引上げ額」と「引上げ率」の年対比は整合しない。

【日本経済団体連合会】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
500 人以上	2.34% 7,755 円	2.54% 8,621 円	2.46% 8,310 円	2.17% 7,297 円	R3.5.28 1.82% 6,040 円
500 人未満	1.81% 4,586 円	1.91% 4,805 円	1.87% 4,764 円	1.72% 4,471 円	R3.6.11 1.72% 4,444 円

【日本経済新聞】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
全　体	2.08% 6,512 円	2.31% 7,143 円	2.17% 6,763 円	1.97% 6,208 円	R3.5.13 1.82% 5,724 円

調査対象

○日本労働組合総連合会

「全体」は全組合のうち集計可能なもの。「300 人未満」は中小共闘組合。加重平均。

○日本経済団体連合会

「500 人」以上は東証一部上場、従業員数 500 人以上が原則。加重平均。

○日本経済新聞

上場企業及び日本経済新聞社が選んだ有力な非上場企業のうち集計可能なもの。加重平均。

資料No. 7

京都府における令和3年春季 賃上げ要求・妥結状況（速報）

令和3年6月1日現在

	要求額			妥結額		
	組合数	金額	要求率	組合数	金額	妥結率
総平均	115	7,012	2.45	107	4,075	1.44
製造業 平均	78	6,741	2.32	73	4,169	1.46
食料品、飲料・たばこ・飼料	×	×	×	2	5,280	1.85
繊維工業	13	6,401	2.61	12	3,812	1.55
パルプ・紙・紙加工品	－	－	－	－	－	－
印刷・同関連業	2	17,711	7.14	2	4,211	1.70
化学工業	10	8,543	2.55	10	5,573	1.79
窯業・土石製品	3	9,998	3.41	3	4,798	1.64
非鉄金属	×	×	×	×	×	×
金属製品	5	5,657	2.03	4	5,070	1.78
機械器具（はん用、生産用、業務用）	17	7,911	2.89	13	5,447	2.00
電子部品・デバイス・電子回路	4	3,668	1.13	4	1,983	0.61
電気機械器具	17	3,905	1.27	17	2,617	0.85
輸送用機械器具	－	－	－	－	－	－
その他製造	5	7,460	2.73	5	4,279	1.56
非製造業 平均	37	7,583	2.75	34	3,874	1.40
建設業	×	×	×	×	×	×
情報通信業	4	3,793	1.24	4	2,543	0.83
運輸業，郵便業	9	8,000	3.35	8	2,977	1.23
卸売業，小売業	13	8,346	2.83	13	5,284	1.79
金融業，保険業	－	－	－	－	－	－
宿泊業，飲食サービス業	3	6,333	2.42	2	5,000	1.79
教育，学習支援業、医療，福祉	×	×	×	×	×	×
サービス業他	6	8,819	3.07	5	2,291	0.83

注 「×」は秘密保持のため数値を公表しないもの
「－」は現時点で把握できていないもの

資料出所：京都府商工労働観光部 労働政策課

資料No.8

□特　集

令和２年毎月勤労統計調査地方調査結果概要

府企画統計課社会統計係

はじめに

「毎月勤労統計調査」は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通じて毎月調査しているものです。

この調査の対象は、日本標準産業分類に基づく16大産業（「建設業」、「製造業」など）に属する、常用労働者を５人以上雇用する事業所で、京都府では、約1000事業所について調査しています。

以下は、京都府における調査結果の概要ですが、数値は、５人以上規模の全事業所を調査すれば得られる数値に対応するよう復元して算出した令和２年における１人当たりの１か月平均値です。なお、調査産業のうち事業所数が少ないものについては公表していません。

また、平成25年10月の日本標準産業分類の一部改正に伴い、平成29年結果から改正後の産業で表章しています。

１　賃金の動き

－現金給与総額　３年連続の減少－

〈現金給与総額〉

現金給与総額は、28万1507円と、前年に比べ2.7%減となっています。また、実質賃金は2.6%減となっています。現金給与総額のうちきまって支給する給与は、23万7246円と前年に比べ2.5%減となっています。（表１、２）

表１　賃金の動き（現金給与総額）

（指数：平成27年＝100）

	名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年増減率(%)	指数	対前年増減率(%)
平成26年	99.8	2.1	100.8	△1.4
27	100.0	0.2	100.0	△0.7
28	101.3	1.4	101.3	1.3
29	102.6	1.3	101.9	0.6
30	100.8	△1.8	99.0	△2.8
令和元年	99.8	△1.0	97.6	△1.4
2	**97.1**	**△2.7**	**95.1**	**△2.6**

注　実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）×100

〈産業別賃金〉

現金給与総額を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が45万4440円と最も高く、次いで、「金融業，保険業」、「情報通信業」、「学術研究，専門・技術サービス業」の順となり、最も低かったのは、「宿泊業，飲食サービス業」の11万1762円となっています。

前年と比べると、「サービス業（他に分類されないもの）」8.8%増など４産業で増加し、「生活関連サービス業，娯楽業」25.3%減、「宿泊業，飲食サービス業」12.4%減など11産業で減少しています。（表２）

表２　産業別賃金支給額

（単位：円、%）

産業	現金給与総額		きまって支給する給与	
	実額	対前年増減率	実額	対前年増減率
調査産業計	**281,507**	**△2.7**	**237,246**	**△2.5**
建設業	396,179	2.9	345,343	5.7
製造業	360,423	△4.7	293,536	△4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	454,440	△5.2	338,931	△10.3
情報通信業	418,697	3.8	333,374	△1.5
運輸業，郵便業	321,892	△3.7	273,160	△3.9
卸売業，小売業	218,323	△3.1	191,364	△2.1
金融業，保険業	450,853	6.5	359,712	10.0
不動産業，物品賃貸業	254,590	△9.0	216,662	△6.9
学術研究，専門・技術サービス業	410,956	△2.1	330,398	△2.7
宿泊業，飲食サービス業	111,762	△12.4	107,888	△10.8
生活関連サービス業，娯楽業	182,201	△25.3	167,741	△23.5
教育，学習支援業	343,460	△0.4	264,817	△1.5
医療，福祉	294,665	△2.6	256,793	△1.0
複合サービス事業	369,207	△2.6	286,502	△4.3
サービス業（他に分類されないもの）	284,271	8.8	237,475	6.2

〈男女別賃金〉

現金給与総額を男女別にみると、男性36万1394円、女性20万3007円となっています。

表３　産業、性別賃金及び男女間の差

（単位：円、%）

産業	現金給与総額		男女間の差（男＝100）		
	男	女	R２年	R１年	前年差
調査産業計	**361,394**	**203,007**	**56.2**	**56.0**	**0.2**
建設業	426,107	255,673	60.0	61.3	△1.3
製造業	420,889	227,007	53.9	51.0	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	505,182	256,804	50.8	63.0	△12.2
情報通信業	479,390	299,259	62.4	68.6	△6.2
運輸業，郵便業	352,109	186,315	52.9	44.7	8.2
卸売業，小売業	306,720	152,092	49.6	48.4	△1.2
金融業，保険業	644,748	336,401	52.2	57.4	△5.2
不動産業，物品賃貸業	329,035	167,014	50.8	52.8	△2.0
学術研究，専門・技術サービス業	537,925	258,947	48.1	56.8	△8.7
宿泊業，飲食サービス業	143,661	87,687	61.0	63.6	△2.6
生活関連サービス業，娯楽業	236,162	147,684	62.5	48.4	14.1
教育，学習支援業	422,808	281,500	66.6	65.7	0.9
医療，福祉	395,382	258,342	65.3	68.1	△2.8
複合サービス事業	433,583	277,474	64.0	60.6	3.4
サービス業（他に分類されないもの）	347,960	188,457	54.2	54.4	△0.2

また、男性の賃金を100とした女性の賃金の割合は56.2となり、前年に比べ差が0.2ポイント小さくなっています。産業別には、「教育，学習支援業」が66.6と最も差が小さく、次いで、「医療，福祉」65.3、「複合サービス事業」64.0と続き、最も差が大きい産業は、「学術研究，専門・技術サービス業」48.1となっています。　（表3）

〈就業形態別賃金〉

就業形態別に現金給与総額をみると、一般労働者40万5134円、パートタイム労働者9万5604円となっています。一般労働者を100としたパートタイム労働者の現金給与総額の割合は、23.6となり、前年に比べ差が0.3ポイント大きくなっています。　（表4）

表4　産業、就業形態別賃金及び格差

（単位：円、％）

産業	現金給与総額		就業形態間格差（一般=100）		
	一般	パート	R2年	R1年	前年差
調査産業計	**405,134**	**95,604**	**23.6**	**23.9**	**△0.3**
建設業	409,997	130,403	31.8	23.2	8.6
製造業	412,440	115,171	27.9	27.4	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	546,393	158,670	29.0	33.9	△4.9
情報通信業	439,235	138,410	31.5	29.6	1.9
運輸業，郵便業	372,930	117,824	31.6	31.5	0.1
卸売業，小売業	368,630	91,212	24.7	24.0	0.7
金融業，保険業	480,026	165,808	34.5	32.6	1.9
不動産業，物品賃貸業	378,834	101,592	26.8	30.3	△3.5
学術研究，専門・技術サービス業	470,784	124,057	26.4	28.2	△1.8
宿泊業，飲食サービス業	264,235	65,577	24.8	24.7	0.1
生活関連サービス業，娯楽業	275,129	97,534	35.5	27.4	8.1
教育，学習支援業	544,688	88,681	16.3	16.5	△0.2
医療，福祉	410,763	122,121	29.7	32.2	△2.5
複合サービス事業	411,242	144,493	35.1	28.4	6.7
サービス業（他に分類されないもの）	370,816	110,784	29.9	30.3	△0.4

2　労働時間等の動き
－総実労働時間　5.4％の減少－

〈労働時間〉

総実労働時間は、123.6時間と、前年に比べ5.4％減少となっています。また、月間の時間数を年換算すると、総実労働時間は1483.2時間となっています。

産業別にみると、「情報通信業」が167.3時間と最も長く、「宿泊業，飲食サービス業」が79.4時間と最も短くなっています。

前年との比較では、「情報通信業」3.8％増など2産業で増加し、「宿泊業，飲食サービス業」19.5％減、「生活関連サービス業，娯楽業」14.0％減など13産業で減少しています。

また、総実労働時間のうち所定外労働時間は、7.6時間と前年に比べ9.7％減となっています。産業別に前年比をみると「教育，学習支援業」など3産業で増加し、「宿泊業，飲食サービス業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」など12産業で減少しています。

（図1、表5）

図1　産業、性別総実労働時間

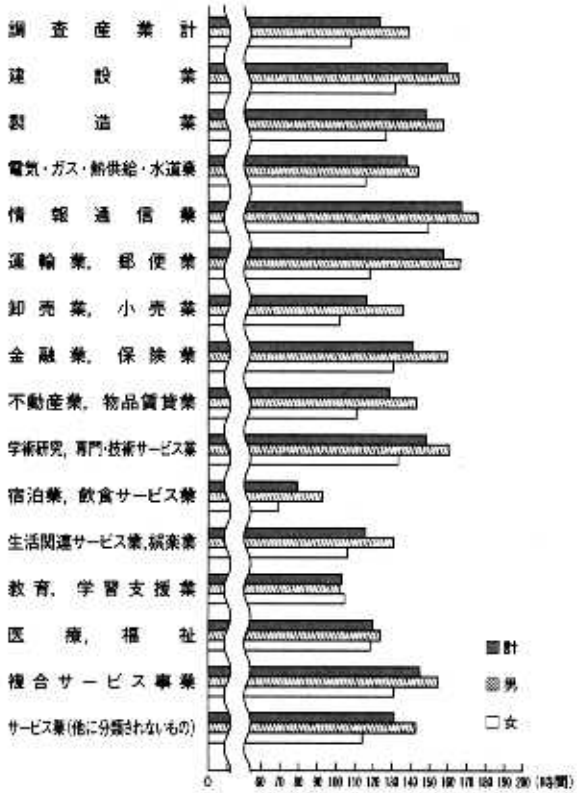

〈出勤日数〉

出勤日数は、16.7日と前年に比べ0.7日減となっています。産業別にみると、「建設業」が19.9日と最も多く、「宿泊業，飲食サービス業」が12.6日と最も少なくなっています。　（表5）

表5　産業別実労働時間及び出勤日数

（単位：時間、％、日）

産業	総実労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率		対前年増減率		前年差
調査産業計	**123.6**	**△5.4**	**7.6**	**△9.7**	**16.7**	**△0.7**
建設業	159.7	△6.4	9.7	△21.3	19.9	△1.1
製造業	148.0	△3.6	10.1	△17.4	18.3	△0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	138.3	△7.0	9.0	△1.8	17.8	△1.2
情報通信業	167.3	3.8	14.6	5.4	19.1	0.2
運輸業，郵便業	157.5	△1.3	20.9	△0.1	19.1	0.1
卸売業，小売業	116.7	△3.7	5.0	△3.9	16.7	△0.6
金融業，保険業	141.5	0.2	9.5	△11.7	17.9	0.1
不動産業，物品賃貸業	128.7	△9.4	7.9	△11.8	17.8	△1.0
学術研究，専門・技術サービス業	148.7	△1.9	12.5	15.2	18.4	△0.1
宿泊業，飲食サービス業	79.4	△19.5	4.7	△27.3	12.6	△2.2
生活関連サービス業，娯楽業	116.0	△14.0	4.1	△22.1	16.0	△2.1
教育，学習支援業	103.5	△1.9	7.4	61.8	14.4	△0.6
医療，福祉	119.8	△5.4	4.8	△16.6	16.9	△0.3
複合サービス事業	144.9	△3.6	8.5	△27.1	18.7	△0.2
サービス業（他に分類されないもの）	131.4	△5.7	7.5	△23.3	17.6	△0.7

3　雇用の動き
ー常用労働者　0.8%の減少ー
〈常用労働者〉

常用労働者は、94万5551人と前年に比べ0.8%減となっています。産業別に前年と比べると、「不動産業，物品賃貸業」6.3%増をはじめ、7産業で増加し、「電気・ガス・熱供給・水道業」10.1%減をはじめ、8産業で減少しています。

産業別構成比は、「卸売業，小売業」20.1%、次いで「医療，福祉」16.7%、「製造業」15.9%、「宿泊業，飲食サービス業」11.8%の順となり、この4産業で全体の6割以上を占めています。（表6）

〈パートタイム労働者〉

常用労働者のうちパートタイム労働者は、37万7621人で、パートタイム労働者比率は39.9%となり、前年に比べ1.3ポイント増となっています。

パートタイム労働者比率を産業別にみると、「宿泊業，飲食サービス業」が76.7%と最も高く、次いで「卸売業，小売業」54.2%、「生活関連サービス業，娯楽業」52.4%の順となり、最も低かったのは、「建設業」5.0%となっています。

産業別構成比をみると、「卸売業，小売業」27.3%と最も多く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」22.6%、「医療，福祉」16.8%、「教育，学習支援業」9.7%、「製造業」7.0%の順となり、この5産業で全体の8割以上を占めています。

（図2、図3、表6）

図2　産業別　常用労働者の構成比

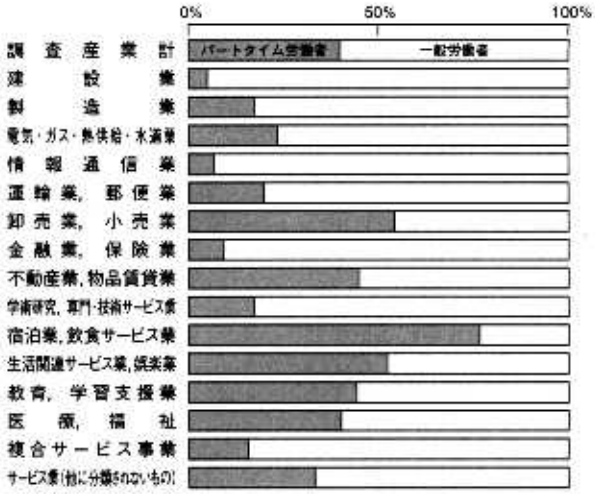

図3　パートタイム労働者比率と現金給与総額の推移

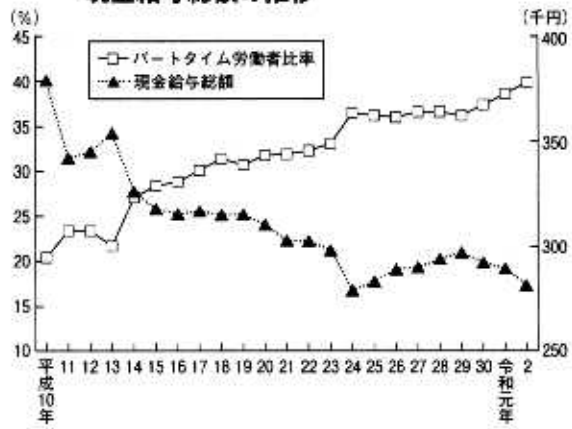

表6　産業別常用労働者及びパートタイム労働者の動き

（指数：平成27年＝100）（単位：人、%）

産業	常用労働者				パートタイム労働者		
	労働者数	雇用指数	対前年増減率	構成比	労働者数	労働者比率	構成比
調査産業計	**945,551**	**103.8**	**△0.8**	**100.0**	**377,621**	**39.9**	**100.0**
建設業	27,885	105.6	4.9	2.9	1,382	5.0	0.4
製造業	149,916	104.3	△3.2	15.9	26,258	17.5	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	5,049	93.0	△10.1	0.5	1,185	23.4	0.3
情報通信業	12,790	93.3	4.8	1.4	874	6.8	0.2
運輸業，郵便業	52,086	95.8	△2.4	5.5	10,374	19.9	2.7
卸売業，小売業	190,049	104.2	△0.5	20.1	103,010	54.2	27.3
金融業，保険業	24,114	100.0	△1.9	2.6	2,231	9.3	0.6
不動産業，物品賃貸業	14,720	95.1	6.3	1.6	6,613	44.9	1.8
学術研究，専門・技術サービス業	18,592	82.3	△3.3	2.0	3,212	17.3	0.9
宿泊業，飲食サービス業	111,456	118.5	△4.5	11.8	85,525	76.7	22.6
生活関連サービス業，娯楽業	29,021	103.2	1.7	3.1	15,199	52.4	4.0
教育，学習支援業	82,410	101.5	0.6	8.7	36,466	44.2	9.7
医療，福祉	157,817	104.1	0.3	16.7	63,459	40.2	16.8
複合サービス事業	7,296	121.5	△1.7	0.8	1,143	15.7	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	62,202	98.8	3.8	6.6	20,682	33.2	5.5

注　構成比は、四捨五入しているため、各産業の計が100とならない場合がある。

資料No. 9

京都府における労働者１人当たりのきまって支給する給与額の推移

（単位：円）

年	きまって支給する給与	うち所定内給与	所定内給与対前年比増減率
平成 28年	244,550	226,246	1.09%
平成 29年	246,723	227,901	0.73%
平成 30年	242,246	224,369	-1.55%
令和 元年	243,213	225,996	0.73%
令和 ２年	**237,246**	**222,199**	-1.68%

資料出所：毎月勤労統計調査 表７（事業場規模５人以上）

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、超過勤務手当等を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
②支給事由の発生が不定期なもの
③３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
④いわゆるベースアップの差額追給分

資料No.10

京都府における

短時間労働者の１時間当たりの所定内給与額の推移
（平成28年～令和2年 5年間）

	男 （単位：円）	対前年比 増減率	女 （単位：円）	対前年比 増減率	男女計 （単位：円）	対前年比 増減率
平成 28年	1,173	9.12%	1,110	11.11%	1,129	10.58%
平成 29年	1,146	-2.30%	1,117	0.63%	1,126	-0.27%
平成 30年	1,166	1.75%	1,135	1.61%	1,144	1.60%
令和 元年	1,212	3.95%	1,177	3.70%	1,187	3.76%
令和 2年	**1,794**	48.02%	**1,437**	22.09%	**1,546**	30.24%
対元年	＋¥582		＋¥260		＋¥359	

「１時間当たり賃金」

短時間労働者について、各労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「短時間労働者」

同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「賃 金」

６月分の所定内給与額をいい、全て平均所定内給与額である。
所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

※令和元年までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和２年より短時間労働者全体を集計対象としている。

資料出所：賃金構造基本統計調査（短時間労働者）都道府県別第1表
（企業規模10名以上全産業平均）

資料No.11

全国の学歴別初任給額・新規学卒者の賃金の推移
（平成23年～令和２年　10年間）

性、年		大学院修士課程修了		大　学　卒		高専・短大卒		高　校　卒	
男女計	平成 23　年	234.5	(4.7)	202.0	(2.3)	172.5	(1.3)	156.5	(-0.8)
	24	226.1	(-3.6)	199.6	(-1.2)	170.1	(-1.4)	157.9	(0.9)
	25	228.1	(0.9)	198.0	(-0.8)	172.2	(1.2)	156.0	(-1.2)
	26	228.3	(0.1)	200.4	(1.2)	174.1	(1.1)	158.8	(1.8)
	27	228.5	(0.1)	202.0	(0.8)	175.6	(0.9)	160.9	(1.3)
	28	231.4	(1.3)	203.4	(0.7)	176.9	(0.7)	161.3	(0.2)
	29	233.4	(0.9)	206.1	(1.3)	179.2	(1.3)	162.1	(0.5)
	30	238.7	(2.3)	206.7	(0.3)	181.4	(1.2)	165.1	(1.9)
	令和　元	238.9	(0.1)	210.2	(1.7)	183.9	(1.4)	167.4	(1.4)
	2	255.6	(7.0)	226.0	(7.5)	202.2	(10.0)	177.7	(6.2)
男性	平成 23　年	233.9	(4.2)	205.0	(2.3)	175.5	(1.1)	159.4	(-0.8)
	24	225.6	(-3.5)	201.8	(-1.6)	173.0	(-1.4)	160.1	(0.4)
	25	227.7	(0.9)	200.2	(-0.8)	174.2	(0.7)	158.9	(-0.7)
	26	227.7	(0.0)	202.9	(1.3)	176.1	(1.1)	161.3	(1.5)
	27	228.5	(0.4)	204.5	(0.8)	177.3	(0.7)	163.4	(1.3)
	28	231.7	(1.4)	205.9	(0.7)	179.7	(1.4)	163.5	(0.1)
	29	233.6	(0.8)	207.8	(0.9)	180.6	(0.5)	164.2	(0.4)
	30	239.9	(2.7)	210.1	(1.1)	182.9	(1.3)	166.6	(1.5)
	令和　元	239.0	(-0.4)	212.8	(1.3)	184.7	(1.0)	168.9	(1.4)
	2	254.1	(6.3)	227.2	(6.8)	211.6	(14.6)	179.5	(6.3)
女性	平成 23　年	237.3	(7.3)	197.9	(2.3)	170.5	(1.4)	151.8	(-0.9)
	24	228.4	(-3.8)	196.5	(-0.7)	168.4	(-1.2)	153.6	(1.2)
	25	230.0	(0.7)	195.1	(-0.7)	171.2	(1.7)	151.3	(-1.5)
	26	230.7	(0.3)	197.2	(1.1)	172.8	(0.9)	154.2	(1.9)
	27	228.5	(-1.0)	198.8	(0.8)	174.6	(1.0)	156.2	(1.3)
	28	229.7	(0.5)	200.0	(0.6)	175.2	(0.3)	157.2	(0.6)
	29	232.4	(1.2)	204.1	(2.1)	178.4	(1.8)	158.4	(0.8)
	30	234.2	(0.8)	202.6	(-0.7)	180.4	(1.1)	162.3	(2.5)
	令和　元	238.3	(1.8)	206.9	(2.1)	183.4	(1.7)	164.6	(1.4)
	2	260.1	(9.1)	224.6	(8.6)	199.0	(8.5)	174.6	(6.1)

注：（　）内の数値は、対前年増減率（%）である。

資料出所：賃金構造基本統計調査 第2表 産業別新規学卒者の初任給の推移（令和元年まで）

※令和元年までの「初任給額」と令和2年での「新規学卒者の賃金」については調査方法、定義が異なる。「初任給額」は所定内給与額より通勤手当を除いたもの、「新規学卒者の賃金」は、新規学卒者に該当する者の所定内給与額（通勤手当を含む。）

資料No.１２

京都府内の中途採用者の採用時賃金情報

（平成 26～令和３年　１月～３月期比較）

	平　均　額 （単位円）	対前年同期比 （単位円、％）	
平成 26 年 1 月～3 月	217,000−	＋5,000	＋2.35％
平成 27 年 1 月～3 月	221,000−	＋4,000	＋1.84％
平成 28 年 1 月～3 月	225,000−	＋4,000	＋1.81％
平成 29 年 1 月～3 月	228,000−	＋3,000	＋1.33％
平成 30 年 1 月～3 月	232,000−	＋4,000	＋1.75％
平成３１年 1 月～3 月	236,000−	＋4,000	＋1.72％
令和２年１月～3 月	239,000−	＋3,000	＋1.27％
令和３年１月～3 月	235,000−	- 4,000	−1.67％

（注）

1　京都労働局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の者（日雇、パート、季節労働、臨時、新規学卒者を除く）を対象とし、採用時の賃金を集計したもの。

2　賃金は雇用保険被保険者資格取得届の賃金月額欄に記入された賃金額を基礎としている。

3　４半期毎に取りまとめているが、各年の１月～３月期について比較したもの。

資料№13

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

京都労働局

令和3年4月分

（単位：円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合計		269,299	202,290	221,726	1,213	1,076	1,039
職業別	管理的職業	311,098	235,658	322,941	1,300	930	2,059
	専門的・技術的職業	292,446	217,195	260,779	1,488	1,311	1,323
	事務的職業	225,303	183,039	198,380	1,085	990	1,010
	販売の職業	282,422	209,064	235,442	1,066	975	974
	サービスの職業	239,271	192,999	211,369	1,155	1,012	986
	保安の職業	205,298	179,714	171,111	1,123	991	981
	農林漁業の職業	266,884	193,354	205,484	1,125	1,026	945
	生産工程の職業	266,757	190,040	210,199	1,052	958	964
	運輸・機械運転の職業	275,595	213,873	242,466	1,096	1,038	1,020
	建設・採掘の職業	339,081	213,572	237,692	1,655	1,149	1,052
	運搬・清掃等の職業	230,325	193,763	193,930	1,253	1,096	945
年齢別	24歳以下	267,796	202,021	208,624	1,211	1,075	963
	25～34歳	268,460	202,055	214,332	1,212	1,075	1,028
	35～44歳	270,652	202,398	221,226	1,212	1,075	1,029
	45～54歳	272,342	203,372	230,664	1,212	1,076	1,017
	55歳以上	267,668	201,720	227,136	1,213	1,077	1,054

（注） 1 「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク南部5所
（京都西陣所、京都七条所、伏見所、宇治所、京都田辺所）

令和3年4月分　　（単位：円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合計		271,675	204,637	226,161	1,233	1,091	1,051
職業別	管理的職業	312,933	235,281	335,517	1,500	909	2,500
	専門的・技術的職業	294,649	220,031	267,804	1,508	1,328	1,350
	事務的職業	226,560	184,679	201,089	1,094	996	1,019
	販売の職業	284,684	211,552	239,750	1,092	990	977
	サービスの職業	241,004	195,326	212,989	1,158	1,016	995
	保安の職業	201,899	182,271	172,414	1,149	1,015	984
	農林漁業の職業	298,886	205,159	213,636	1,180	1,061	944
	生産工程の職業	275,405	192,824	214,477	1,065	963	984
	運輸・機械運転の職業	275,226	213,979	245,886	1,085	1,038	1,034
	建設・採掘の職業	349,884	217,229	245,652	1,655	1,149	1,071
	運搬・清掃等の職業	231,797	195,596	193,095	1,305	1,124	950
年齢別	24歳以下	270,045	204,436	217,454	1,231	1,089	970
	25～34歳	270,676	204,401	216,132	1,232	1,090	1,043
	35～44歳	273,129	204,696	225,186	1,233	1,090	1,052
	45～54歳	274,520	205,463	233,754	1,233	1,090	1,027
	55歳以上	270,566	204,317	232,648	1,235	1,092	1,063

（注）1　「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

2　「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク北部3所
（福知山所、舞鶴所、峰山所）

令和3年4月分

（単位：円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合計		256,869	190,008	198,496	1,115	1,007	979
職業別	管理的職業	290,000	240,000	262,500	1,100	950	910
	専門的・技術的職業	279,186	200,120	211,250	1,367	1,208	1,146
	事務的職業	215,756	170,587	176,320	1,036	955	950
	販売の職業	269,612	194,972	194,815	1,010	940	963
	サービスの職業	228,250	178,193	203,816	1,140	991	933
	保安の職業	221,808	167,295	165,714	1,023	899	939
	農林漁業の職業	212,880	173,434	185,556	993	940	946
	生産工程の職業	235,359	179,934	196,522	999	937	927
	運輸・機械運転の職業	277,343	213,368	229,535	1,163	1,041	955
	建設・採掘の職業	306,489	202,541	222,222	—	—	1,000
	運搬・清掃等の職業	220,593	181,651	201,613	1,015	964	926
年齢別	２４歳以下	255,969	189,676	175,652	1,115	1,006	943
	２５～３４歳	256,447	189,878	207,203	1,115	1,005	953
	３５～４４歳	258,152	190,446	203,493	1,114	1,006	929
	４５～５４歳	259,955	191,863	210,149	1,117	1,008	949
	５５歳以上	253,646	187,986	190,656	1,114	1,005	1,008

（注）１　「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

２　「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

資料№14

令和３年５月 14 日訂正

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

政府統計

令和３年３月 31 日
【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室　　長　　角井　伸一
室長補佐　　野々部　恵美子
賃金第一係（代表電話）03(5253)1111(内線 7656, 7634)

報道関係者　各位

「令和２年賃金構造基本統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和２年賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年６月分の賃金等について７月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された 78,181 事業所のうち有効回答を得た 54,874 事業所から、10 人以上の常用労働者を雇用する民間事業所（48,007 事業所）について集計したものです。

賃金構造基本統計調査では、労働者の雇用形態、年齢、性別などの属性と賃金の関係を明らかにする目的に鑑みて、調査月に 18 日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べて要件を満たす労働者の割合が減少しており、公表値もその影響を受けている可能性がありますため、結果の活用にあたってはご留意ください。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年６月３日閣議決定）にて定められた「今後５年間に講ずる具体的施策」として、賃金構造基本統計調査における調査対象職種の見直しや学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更などが挙げられたことを受け、令和２年調査より一部の調査事項や推計方法などを変更しました。このため、これまでの公表値との比較には注意が必要です。

＜調査結果のポイント＞

１　一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金（月額）(注1)

（１）性別にみた賃金（月額）

男女計	307,700 円	（前年比(注2)	0.6%増）	（年齢 43.2 歳、勤続年数 11.9 年）
男性	338,800 円	（同	0.8%増）	（年齢 43.8 歳、勤続年数 13.4 年）
女性	251,800 円	（同	0.8%増）	（年齢 42.0 歳、勤続年数　9.3 年）

※　男女間賃金格差（男＝100）　74.3（前年差(注2) 0.0 ポイント）　【1頁･第1表、2頁･第2表】

（２）新規学卒者の学歴別にみた賃金（月額）【新規項目】(注3)

大学院	255,600 円	大学	226,000 円
高専・短大	202,200 円	専門学校	208,000 円
高校	177,700 円		

【10 頁･第9表】

２　短時間労働者の賃金（１時間当たり）(注1)

男女計	1,412 円	（前年比(注2)	8.3%増）	（年齢 45.9 歳、勤続年数 6.0 年）
男性	1,658 円	（同	2.9%増）	（年齢 43.7 歳、勤続年数 5.2 年）
女性	1,321 円	（同	11.6%増）	（年齢 46.8 歳、勤続年数 6.3 年）

【11 頁･第 10 表】

（注１）６月分として支払われた所定内給与額の平均値（１は月額、２は時間額）。
（注２）前年比（差）は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
（注３）新規学卒者の賃金については、通勤手当を含む値となっているなど、令和元年以前の「初任給額」とは異なる方法により集計しているため、注意を要する。

詳細は、別添概況をご覧ください。

資料No.１５

京都地方最低賃金審議会 運営規程（改正案）

第１条　京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会に会長と会長代理を置く。

２　会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は５人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第４条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

２　会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。

第５条　委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムを言う。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3　委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

~~2~~ 4　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第６条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

３　審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第７条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第８条　会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成する。~~し、議事録には、会長及び会長の指名した委員２人が署名するものとする。~~

２　議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　前二項の規定は、小委員会、公益委員会議（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

第９条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付　記

第１条　　この規程は、平成13年５月８日から施行する。

第２条　　この規定は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。

第３条　　この規程は、平成26年７月２日から一部変更し、施行する。

第４条　　この規程は、令和３年７月20日から一部変更し、施行する。

資料№16

中央最低賃金審議会運営規程（改正案）

第一条　中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2　前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条　委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条　会議の議事については、議事録を作成する。

2　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3　前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

~~し、議事録には、会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。~~

第十条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

附　則

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。